延岡市土砂の採取等及び埋立て等に伴う災害の防止に関する条例施行規

　則

平成24年６月19日

規則第18号

（趣旨）

第１条　この規則は、延岡市土砂の採取等及び埋立て等に伴う災害の防止に関する条例（平成24年条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

　（許可を要しない土砂の仮置き等）

第２条の２　条例第６条第１項第１号ただし書に規定する規則で定める土砂の仮置き等は、次に掲げるものとする。

　⑴　土木工事その他の工事により生じる土砂を保管するための土砂の埋立て等であって、当該行為期間完了時に条例第６条第１項第１号イ又はウに該当しないもの

　⑵　条例第６条第２項第１号に規定する国、都道府県、市町村及び第４条に掲げる団体（この号及び次号において「国等」という。）が行う埋立て等に使用するための土砂の採取等であって、国等が自ら施工管理を行うもの

⑶　国等が行う土砂の採取等により生じる土砂を処理するための埋立て等であって、国等が自ら施工管理を行うもの

　（地形又は地物）

第３条　条例第６条第１項第２号に規定する規則で定める地形又は地物は、次に掲げる地形又は地物とする。

⑴　道路法（昭和27年法律第180号）第３条各号に規定する道路

⑵　河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川又は同法第100条第１項に規定する準用河川

⑶　鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設である線路敷

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が事業区域の区分が明確にできるものとして認める地形又は地物

　（公共的団体）

第４条　条例第６条第２項第１号に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。

⑴　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人

⑵　国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人及び同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑶　宮崎県住宅供給公社

⑷　宮崎県道路公社

⑸　宮崎県土地開発公社

⑹　延岡市土地開発公社

⑺　前各号に掲げるもののほか、土砂採取埋立行為に伴う災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有すると市長が認める団体

　（法令等の許可等）

第５条　条例第６条第２項第２号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

⑴　土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項又は第95条第１項の認可

⑵　採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可

⑶　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第１項又は同法第23条第１項の指示（指示の内容が埋却に係るものに限る。）

⑷　森林法（昭和26年法律第249号）第10条の２第１項又は第34条第２項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可

⑸　道路法第91条第１項の許可

⑹　海岸法（昭和31年法律第101号）第８条第１項若しくは第37条の５の許可又は同法第13条第１項の承認

⑺　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第１項の許可

⑻　河川法第20条の承認又は同法第25条、第27条第１項、第55条第１項、第57条第１項、第58条の４第１項若しくは第58条の６第１項の許可

⑼　砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可

⑽　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第７条第１項の許可

⑾　宮崎県砂防指定地管理条例（平成15年宮崎県条例第20号）第４条第１項の許可

　（土砂採取埋立行為に係る申請）

第６条　条例第７条の規定による申請は、土砂採取埋立行為許可申請書（様式第１号）により行うものとする。

２　条例第７条に規定する規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

⑴　土地（事業区域内に建築物が存するときは、建築物を含む。次号において同じ。）の登記事項証明書

　⑵　土地の権利関係一覧表（様式第２号）

　⑶　事業者と請負人との土砂採取埋立行為に関する契約書の写し

　⑷　事業区域内の土地所有者等及び建築物等の所有者の同意書（様式第３号）

　⑸　事業区域の求積表

⑹　流量計算書

⑺　擁壁その他これらに類する工作物の構造計算書、安定計算書及び能力計算書

　⑻　雨水排水の一次放流先（事業区域内に生じる雨水排水を最初に放流する事業区域外に存する河川又は水路等をいう。）の管理者の同意書（様式第４号）

⑼　事業者又は請負人の土砂採取埋立行為等実績報告書（様式第５号）

⑽　土砂搬出入証明書（様式第６号）

⑾　事業区域の現況写真

⑿　別表第１に掲げる図面

⒀　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

３　前項各号に掲げる図書のうち、市長が、当該土砂採取埋立行為の内容に照らし、必要がないと認めるものについては、その添付を省略することができる。

４　条例第７条第７号に規定する規則で定める事項は、当該土砂採取埋立行為を行うにつき、条例第６条第１項の許可以外に許可、認可その他これらに相当する行為（以下この項において「許認可等」という。）を要する場合の許認可等の根拠となる法令及び条項とする。

　（技術的な基準）

第７条　条例第９条第１号に規定する規則で定める技術的な基準（以下「施工基準」という。）は、別表第２のとおりとする。

　（周辺住民等の範囲）

第８条　条例第10条第１項に規定する規則で定める範囲の者は、次に掲げる者とする。

　⑴　事業区域として予定されている区域（この条において「事業予定区域」という。）に隣接する土地の所有者

　⑵　事業予定区域に隣接する土地を権原をもって使用し、又は管理する者

　⑶　事業予定区域の自治会の長

　⑷　前号の自治会の長が指定する当該自治会の構成員

　（許可又は不許可の通知）

第９条　条例第11条第２項（条例第12条第４項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知は、次の各号に掲げる処分に応じ、当該各号に定める文書により行うものとする。

　⑴　土砂採取埋立行為に係る許可の処分　土砂採取埋立行為許可証（様式第７号の１）

⑵　土砂採取埋立行為に係る不許可の処分　土砂採取埋立行為不許可通知書（様式第７号の２）

⑶　土砂採取埋立行為の変更に係る許可の処分　土砂採取埋立行為変更許可証（様式第８号の１）

⑷　土砂採取埋立行為の変更に係る不許可の処分　土砂採取埋立行為変更不許可通知書（様式第８号の２）

（軽微な変更及びその届出）

第10条　条例第12条第１項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更とする。

⑴　土砂採取埋立行為の目的（事業区域内における雨水の流量計算上、当該雨水の流出量が減少するものに限る。）

　⑵　土砂採取埋立行為の施工期間（当該期間を短縮させるものに限る。）

２　条例第12条第２項に規定する軽微な変更の届出は、土砂採取埋立行為変更届出書（様式第９号）により行うものとする。

（変更の許可）

第11条　条例第12条第３項に規定する規則で定める図書は、変更しようとする事項に係る変更後の第６条第２項各号に掲げる図書とする。

２　条例第12条第３項の規定による申請は、土砂採取埋立行為変更許可申請書（様式第10号）により行うものとする。

　（土砂採取埋立行為の着手の届出）

第12条　条例第13条の規定による土砂採取埋立行為の着手の届出は、土砂採取埋立行為着手届出書（様式第11号）により行うものとする。

　（標識の型式）

第13条　条例第15条に規定する規則で定める標識は、土砂採取埋立行為許可済標示（様式第12号）とする。

　（地位の承継）

第14条　条例第16条第２項の規定による地位の承継の届出は、事業者地位承継届出書（様式第13号）に地位を承継したことを証明する書類を添えて行うものとする。

　（土砂採取埋立行為に係る台帳の作成）

第15条　市長は、条例第６条第１項の許可（条例第12条第１項の許可を含む。）をしたときは、土砂採取埋立行為管理台帳（様式第14号）（以下「台帳」という。）を作成し、当該許可に係る別表第１に掲げる図面と併せて保管し、関係人の請求があったときは、速やかに閲覧に供さなければならない。

　（台帳の閲覧）

第16条　前条の台帳の閲覧場所は、都市建設部建築指導課とする。

２　台帳の閲覧時間は、毎日（延岡市の休日を定める条例（平成３年条例第１号）第２条第１項に規定する市の休日を除く。）午前８時30から午後５時15分までとする。

３　前項の規定にかかわらず、市長は、台帳の整理その他必要があると認めるときは、臨時に閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。

４　台帳を閲覧しようとする者は、台帳閲覧申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

５　台帳を閲覧する者は、台帳を閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。

６　市長は、前２項の規定に違反した者、係員の指示に従わない者又は台帳を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められる者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

７　閲覧を終わった者は、閲覧した台帳の検査を受けなければならない。

　（土砂採取埋立行為の完了等の届出）

第17条　条例第19条の規定による土砂採取埋立行為の完了又は廃止の届出は、土砂採取埋立行為（完了・廃止）届出書（様式第16号）に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

　⑴　土砂採取埋立行為の着手前の状況写真

　⑵　土砂採取埋立行為の施工状況写真

　⑶　土砂採取埋立行為の完了後（廃止の届出にあっては、現在）の事業区域の状況写真

　⑷　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

２　市長は、条例第19条第２項の規定による検査において、当該土砂採取埋立行為が第７条の施工基準に適合すると認めたときは、土砂採取埋立行為検査済証（様式第17号）を交付するものとする。

　（立入検査証）

第18条　条例第21条第２項の身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第18号）とする。

（改善勧告）

第19条　条例第22条の規定による勧告は、改善勧告書（様式第19号）により行うものとする。

　（措置命令）

第20条　条例第23条の規定による命令は、措置命令書（様式第20号）により行うものとする。

　（違反事実の公表）

第21条　条例第24条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　⑴　違反行為が生じた事業区域に含まれる地域の地名、地番、地目及び面積

　⑵　違反の内容

　⑶　違反の事実を確認した日時

　⑷　前各号に掲げるもののほか、条例の目的を達するため、市長が必要と認める事項

２　条例第24条の規定による違反事実の公表は、市役所掲示場に掲示して、これを行う。

３　前項の規定による掲示の期間は、掲示した日から起算して30日とする。

　　　附　則

　この規則は、平成24年10月１日から施行する。

　　　附　則

　この規則は、平成27年４月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 図面の種類 | 明示すべき事項 | 縮尺 | 備考 |
| 位置図 | 方位、土砂採取埋立行為を行う土地の位置及び道路並びに目標となる土地及び建築物等（公共建物、河川等） | 25,000分の１以上 |  |
| 事業区域図 | 方位及び事業区域の範囲 | 2,500分の１以上 |  |
| 現況図 | 方位、標高及び高低差並びに造成区の範囲 | 1,000分の１以上 |  |
| 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第１項の地図又は同条第４項の地図に準ずる図面の写し | 事業区域及び複写年月日 |  |  |
| 事業区域の求積図 |  | 1,000分の１以上 | 地積測量図でも可 |
| 地盤調査実施位置図 |  | 500分の１以上 |  |
| 造成計画平面図 | 造成計画縦横断面図における断面線、高さ及び勾配、のり面保護の方法、擁壁の位置及び種別並びに沈砂池その他災害防止施設の位置 | 1,000分の１以上 | 切土の箇所を黄色、盛土の箇所を緑色に着色すること。 |
| 造成計画縦横断面図 | 高さ及び勾配、土砂採取埋立行為前後の地盤面、のり面保護の方法並びに擁壁の位置 | 1,000分の１以上 | 切土の箇所を黄色、盛土の箇所を緑色に着色すること。 |
| がけの断面図 | 高さ及び勾配並びにのり面保護の方法 | 50分の１以上 |  |
| 擁壁の断面、構造図 | 寸法及び勾配、材料の種類、裏込めコンクリートの寸法、鉄筋の位置及び寸法並びに基礎地盤の土質、地耐力又は改良土敷設の有無 | 50分の１以上 |  |
| 排水施設計画平面図 | 排水施設の種別、寸法及び勾配並びに放流先の名称 | 500分の１以上 | 洪水調整（節）池、沈砂池等を含む。 |
| 排水施設構造図 | 排水施設の種別及び寸法、使用材料の種別並びに鉄筋の位置及び寸法 | 50分の１以上 |  |
| 排水流域図 | 事業区域内に雨水等が流入する範囲 | 1,000分の１以上 |  |
| 防災計画図 | 土砂採取埋立行為施工中における防災施設等 | 1,000分の１以上 |  |
| 公共施設の新旧対照図 | 道路、里道、水路等の公共施設の現況図及び土砂採取埋立行為完了後の計画図 | 500分の１以上 |  |
| 土砂の搬出入経路図 | 土砂の搬出入に使用する運搬車両１台の１日当たりの通行回数、運搬車両の積載量及び種別、運搬経路及びその距離 | 2,500分の１以上 | 搬出入の原因となる事業地の位置を記載すること。 |
| その他市長が必要と認める図面 | 市長が必要と認める事項 | 市長が適当と認める範囲 |  |

別表第２（第７条関係）

土砂採取埋立行為の完了時の土地の形状は、次に定めるとおりとする。ただし、のり面の土質試験及び安定計算（すべり面を仮定した分割法によるもの）により、最少安全率が1.3以上と確認できるものは、防災上、支障のない範囲において、緩和することができる。

１　のり面

　⑴　切土ののり面の勾配は、次の表ののり面の土質及び切土高（切土によって生じたのり面の上端と下端との間の垂直距離をいう。以下同じ。のり面を擁壁で覆う場合は、当該擁壁の高さを除く。）の区分に応じ、当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| のり面の土質 | 切土高 | のり面の勾配 |
| 軟岩（風化の著しいものを除く。） | 5.0メートル以下 | 80度以下 |
| 5.0メートルを超えるもの | 60度以下 |
| 風化の著しい岩 | 5.0メートル以下 | 50度以下 |
| 5.0メートルを超えるもの | 40度以下 |
| 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの | 5.0メートル以下 | 45度以下 |
| 5.0メートルを超えるもの | 35度以下 |

⑵　盛土ののり面の勾配は、次の表ののり面の盛土高（盛土によって生じたのり面の上端と下端との間の垂直距離をいう。以下同じ。のり面を擁壁で覆う場合は、当該擁壁の高さを除く。）の区分に応じ、当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

|  |  |
| --- | --- |
| 盛土高 | のり面の勾配 |
| 5.0メートル以下 | 30度以下 |
| 5.0メートルを超えるもの | 一段ののり面に付き30度以下、のり面全体として平均斜度が25度以下 |

⑶　のり面全体の切土高又は盛土高が5.0メートルを超えるものについては、高さ5.0メートル毎に1.5メートル幅の小段を設け、かつ、切土高又は盛土高が15.0メートルを超えるものについては、高さ15.0メートル毎に3.0メートル幅の小段を設けられていること。

⑷　のり面に設置する小段には、そののり面の反対方向に勾配を取り、雨水その他の地表水を適切に処理できるよう側溝が設置されていること。

⑸　地表水が、崖面を漂流しないようのり肩から50センチメートル幅の位置に下端幅1.5メートル、上端幅50センチメートル幅の高さ50センチメートル勾配45度の小堤が設けられていること。ただし、のり面保護工により、のり面の洗掘のおそれがないときはこの限りではない。

⑹　勾配15度以上の地山に対し埋立てを行うときは、地山部を奥行1.0メートル以上高さ50センチメートル以上の段切りをし、有機質土を除去した後に埋立てがなされること。

⑺　当該土砂採取埋立行為に伴い事業区域外に土砂の流出が予想されるときは、事業区域内に沈砂池又は泥だめ堰堤等が設けられること。

⑻　支持地盤の支持力強度の確認が済むまでは、当該支持地盤上に土砂の埋め立てをしてはならない。

⑼　埋土施工については、１回の敷均し厚さを30センチメートルに設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均さなくてはならず、締め固めは、最適含水比付近（締固度85パーセント以上）で施工し、実際の含水率がこれを著しく異なるときは埋土材料・工法等に応じた適切な対策を行わなければならない。

２　擁壁

⑴　擁壁を設置する場合の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート又は間知石練積造その他練積造のものであること。

⑵　擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の3.0平方メートル以内ごとに少なくとも１箇所の内径が7.5センチメートル以上の塩化ビニル製の管その他耐水材料を用いた水抜穴が千鳥状に設けられ、かつ、当該水抜穴から擁壁裏面の裏込礫等の流出がないよう透水層が設けられていること。

⑶　擁壁については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条から第39条まで、第52条、第72条から第75条まで及び第79条の基準に適合していること。

　⑷　鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、破壊、転倒、基礎のすべり及び沈下が生じないように構造計算によって次のアからエまでに適合することが確かめられていること。

　　ア　土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって、擁壁の各部に生じる応力度が擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの長期許容応力度を超えないこと。

　　イ　土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安全モーメントの３分の２以下（安全率1.5以上）であり、かつ、荷重合力の底面における作用位置が、基礎底面の中央から底版幅の３分の１以内であること。

ウ　土圧等による擁壁の基礎のすべり出す力が、擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の３分の２以下であること。

　　エ　土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の長期許容応力度を超えないこと。ただし、基礎ぐいを用いる場合は、土圧等によって基礎ぐいに生じる応力が基礎ぐいの長期許容応力度を超えないこと。

　⑸　間知石練積造その他の練積造の擁壁の構造は、次のアからオまでに適合していること。

　　ア　のり面に設置する擁壁の上端部分の厚さは、次の表の土質の区分に応じ、上端の厚さの欄に掲げるものと適合すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土　　質 | | 上端の厚さ |
| 第１種 | 岩、岩屑、砂利又は砂利まじり砂 | 40センチメートル以上 |
| 第２種 | 真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの |
| 第３種 | その他の土質（埋土を含む。） | 70センチメートル以上 |

イ　のり面に設置する擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さが次の表の土質、擁壁の勾配及び高さの区分に応じ、擁壁の下端部分の厚さの欄に掲げるものに適合すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土質 | 擁　　　　　　　　壁 | | |
| 勾　配 | 高さ | 下端部分の厚さ |
| 第１種  岩、岩屑、砂利又は砂利まじり砂 | 70度を超え75度以下 | ２メートル以下 | 40センチメートル以上 |
| ２メートルを超え３メートル以下 | 50センチメートル以上 |
| 65度を超え70度以下 | ２メートル以下 | 40センチメートル以上 |
| ２メートルを超え３メートル以下 | 45センチメートル以上 |
| ３メートルを超え４メートル以下 | 50センチメートル以上 |
| 65度以下 | ３メートル以下 | 40センチメートル以上 |
| ３メートルを超え４メートル以下 | 45センチメートル以上 |
| ４メートルを超え５メートル以下 | 60センチメートル以上 |
| 第２種  真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの | 70度を超え75度以下 | ２メートル以下 | 50センチメートル以上 |
| ２メートルを超え３メートル以下 | 70センチメートル以上 |
| 65度を超え70度以下 | ２メートル以下 | 45センチメートル以上 |
| ２メートルを超え３メートル以下 | 60センチメートル以上 |
| ３メートルを超え４メートル以下 | 75センチメートル以上 |
| 65度以下 | ２メートル以下 | 40センチメートル以上 |
| ２メートルを超え３メートル以下 | 50センチメートル以上 |
| ３メートルを超え４メートル以下 | 65センチメートル以上 |
| ４メートルを超え５メートル以下 | 80センチメートル以上 |
| 第３種  その他の土質（埋土を含む。） | 70度を超え75度以下 | ２メートル以下 | 85センチメートル以上 |
| ２メートルを超え３メートル以下 | 90センチメートル以上 |
| 65度を超え70度以下 | ２メートル以下 | 75センチメートル以上 |
| ２メートルを超え３メートル以下 | 85センチメートル以上 |
| ３メートルを超え４メートル以下 | 105センチメートル以上 |
| 65度以下 | ２メートル以下 | 70センチメートル以上 |
| ２メートルを超え３メートル以下 | 80センチメートル以上 |
| ３メートルを超え４メートル以下 | 95センチメートル以上 |
| ４メートルを超え５メートル以下 | 120センチメートル以上 |

ウ　石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利まじり砂で有効に裏込めされていること。

エ　アからウによっても崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置が講じられていること。

オ　擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは次の表の土質に応じ、根入れの深さの欄に掲げるものと適合すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土　　質 | | 根入れの深さ |
| 第１種 | 岩、岩屑、砂利又は砂利まじり砂 | 35センチメートル以上で擁壁の地上高さの15パーセント以上 |
| 第２種 | 真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの |
| 第３種 | その他の土質（埋土を含む。） | 45センチメートル以上で擁壁の地上高さの20パーセント以上 |

⑹　宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第14条の規定により国土交通大臣の認定した擁壁については、前各号の基準（第４号エは除く。）に適合するものとみなす。

　⑺　練積造については、透水層を設置する場合においても、裏込礫等を省くことはできないものとする。

⑻　伸縮目地は水平方向に、練石積、もたれ式、重力式擁壁の場合は10.0メートル以下、逆Ｔ型及びＬ型擁壁の場合は20.0メートル以下に１箇所の割合で設けられていること。

⑼　埋土又は軟弱な地盤面に擁壁を設置する場合は、安定計算を行い、擁壁を設置する地盤の安全が確認されること。

⑽　前号の安定計算は、すべり面を仮定した分割法によるものとし、最小安全率が1.3以上となっていること。

３　のり面保護工

　⑴　工法選定にあたっては、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性等について、総合的に検討し、経済性、施工性及び耐久性に優れた工法が選定されていること。

⑵　次のいずれかに該当するのり面については、構造物によるのり面保護工がなされること。

　　ア　湧水が多いのり面

　　イ　勾配が60度以上ののり面

　　ウ　風化、高度の高い土壌又は強酸性の土壌で構成されたのり面

　　エ　日照の乏しいのり面

　　オ　比較的勾配が急で、浮石又は転石の多いのり面

　　カ　植生工では安定が保てないのり面

４　排水施設

　⑴　事業区域内の雨水その他地表水を支障なく流下させることができるように、その勾配及び断面積が確保された排水施設が設置されていること。

⑵　のり面及び擁壁の下端においても前号の排水施設が設置されていること。

　⑶　のり面の小段に設置された側溝は、ます等により縦溝と接続し、第１号の排水施設に接続されていること。

　⑷　谷、沢、池、沼等の水路又は現に地下水等の湧水のある箇所に盛土する場合は、当該地表水が適切に排水されるよう地下排水暗渠が設置されていること。

　⑸　土砂採取埋立行為による土地の形質の変更により生じたことによる雨水の流量が増加する場合の処理は、調整池等の排水抑制施設により、適正に行われること。ただし、流量計算により設置が不要であることが確認されたときはこの限りではない。

　⑹　第１号の排水施設及び前号の調整池等の規模、配置、構造は、10年以上の計画確立年を用いた流量計算がなされ、その安全性が確認されたものであること。